

地域包括支援センターの運営に係る委託法人の公募選定について

1 概要

- ・ 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営は、令和元年度に公募選定した法人に委託しており、令和13年度までは現在の受託法人に継続して委託することとしていた。
- ・ しかしながら、この度幟町地域包括支援センターの受託法人から、令和8年度末をもってセンター運営を終了することとし、令和9年度以降は受託しない旨の申出があった。
- ・ ついては、令和9年度以降の幟町地域包括支援センターの運営法人を公募によって募集の上、選定する必要があることから、選定に係る応募要件、審査基準等を検討する。

2 対応案

- ・ 前回（令和元年度）公募選定に用いた応募要件等と同様の基準（別紙9、別紙10）で選定を行い、委託期間は他のセンターと同様に令和13年度までとする。
- ・ また、業務の継続性や地域との関係性が損なわれないよう十分な引継ぎを行うため、新規の運営法人と引継ぎに係る委託契約を締結する。

(1) 考え方

- ・ 前回（令和元年度）、公募選定に用いた応募要件や審査基準（受託候補者の特定基準）は、当時、本協議会で議論を重ねた後に、本市プロポーザル審査会を経て作成したものであり、既に十分な検討がなされている。
- ・ 基準を作成してから6年が経過しているものの、応募要件、審査基準ともに内容は普遍的なものが多く、社会情勢の変化に応じた見直しが必要な箇所は見受けられない。
- ・ また、他のセンターが前回公募時の基準に基づき選定され、令和13年度まで委託を継続することとの均衡も考慮し、新たな視点からの抜本的な基準見直しは行わない。
- ・ 以上のことから、応募要件等の見直しは行わないが、審査基準のうち、センターと認知症地域支援推進員の公募を同時に行うことを前提とした項目「認知症地域支援推進業務への応募の有無」は、今回公募する幟町地域包括支援センターは該当しないため削除する。
- ・ 委託期間は、他センターと同様に令和13年度までとする（契約期間は単年度とし、受託者の意向等を踏まえて同年度まで継続できるものとする。）。

(2) 業務引継ぎ

- ・ 地域の高齢者の生活に密接に関わり、地域包括ケアシステムの中心的な役割を担うセンター業務の重要性及び特殊性を鑑み、確実かつ万全な引継ぎを担保するため、本市が経費を負担して新規委託法人と本年度中に契約を締結し、引継ぎを行う。

3 今後のスケジュール（案）

時 期	実施内容	
	地域包括支援センター運営協議会	広島市（事務局）
令和7年度 3月	・第2回【今回】 (応募資格、受託候補者特定基準に関する協議)	
令和8年度 4月	—	・第1回プロポーザル審査会 (応募資格、仕様書、受託候補者特定基準の決定)
5月		・委託法人の募集（公募開始）
7月	—	・第2回プロポーザル審査会 (企画提案の審査) ・第3回プロポーザル審査会 (受託候補者の特定)
8月	・第1回 (公募選定結果の報告等)	
10月～ (随時)	—	新規委託法人に対する事業説明
3月	・第2回 (次年度運営方針等)	・新規委託法人について既存法人からの引継業務委託
	・法人説明会（次年度のセンター運営に関する説明会）	
令和9年度 4月～	・法人との委託契約締結、業務開始	

※プロポーザル審査会は庁内関係者のみで構成